



姉妹都市20周年記念イベント
韓国の茶道の実演



ナツメ料理講習会



慶山市の中学生が勾玉作りを体験

友好の輪を広げよう… 姉妹都市慶山市



慶山市の概要

人口 249,577人
(2011年11月1日現在)
面積 411.74km²
特産物 ナツメ、モモ、ブドウ

城陽市は平成3年に大韓民国慶山市と姉妹都市盟約を締結。これまで、さまざまな分野で交流を進め、絆を育んできました。今号では、城陽市と慶山市の深いつながりを、これまでのあゆみや積み重ねてきた数々の交流を紹介しながら、みなさんにお伝えします。

これまでのあゆみ

かつて近くて遠い国とされていた韓国。今では日本に韓国ブームが訪れ、歴史や文化に触れる機会が多くなり、本当の意味で韓国は近くて近い国となりました。

市が大韓民国・慶山市と姉妹都市盟約を結んだのは平成3年1月22日。市民各界の代表などで構成された「城陽市国際交流懇話会」の提言を受け、商工業の発展とまちの活性化に力を入れ、友好都市提携への強い意欲のあった慶山市が、城陽市のパートナーとして選ばれました。



慶山市「市民の日」。橋本城陽市長が訪問



城陽市で行われた議員研修会の様子

積み重ねてきた数々の交流

国際交流協会では、児童画交流展の開催や市民訪問団派遣、そして中学生の派遣・受け入れ事業などが活発に行われてきました。昨年8月にも

史的遺産が数多く残るまち。また、12の大学がある韓国最大の学研都市であり、近郊大都市のベッドタウンとしても発展しています。これまで、民間間の草根交流をはじめ、行政間、議会間などでさまざまな交流を行い、昨年20周年という節目の年を迎えました。

慶山市中学生の受け入れ事業を実施。慶山市から20人の中学生が訪問され、北城陽中学校で吹奏楽部の歓迎演奏や生徒たちとおかげ踊りやちらしずし作り、勾玉作りを体験し、笑顔の中、親睦が深められました。

また、市民レベルでも、「さくらとむくげの会」などの市民団体によって交流が活発に行われ、サッカーやソフトテニス、マラソン、そして城陽市発祥のエコロベースなどのスポーツを通じて慶山市との草の根交流が進められてきました。

さらに、最近では両市の交流が商業面にも広がりが行われてきました。このような幅広い交流の中で、習慣や言葉の違いを超えた、温かな友情の絆を育んできました。

行政においては、市職員を相互に派遣し人事交流を行うほか、市議会でも研修会などの議会間交流が行われてきました。

さらに、12月には文化パルク城陽を会場に、「韓国伝統文化の風」と題し、韓国の茶道・伽倻琴(カヤガム)演奏・伝統舞踊の記念イベントが開催され、第一部では優雅な伽倻琴演奏に合わせてお茶がたてられ、参加者に振る舞われました。また、第2部では宮廷衣装での迫力満点の舞踊が披露され、この日に向け、練習に取り組みされてきた国際交流協会「韓国舞踊体験講座」の受講者のみなさん

行政、スポーツ、文化、そして経済へと広がる両市の交流。現在、慶山市では、両市の友好のシンボルとして、「姉妹都市公園」の建設が進んでおり、年内に完成予定です。公園内には日本の枯山水庭園などが造られるほか、本市から贈ったサクラと梅の苗木が記念植樹されます。

友好の輪を…

国際交流協会会長 富田泰溥さん



姉妹都市盟約締結から20年を経て「近くて遠い国」だった大韓民国との距離は大変近くなり、慶山市との強い絆に感慨もひとしおです。官民間わず幅広く活発な交流が継続的に行われてきました。両市にとって貴重な結びつきであり、相互に学び合える姉妹都市交流だと確信しています。協会では平成5年(1993年)の設立以来韓国語講座を行ってきましたが、近年はサークルなども含めて100人以上が韓国語の学習をされています。これからもより多くの人に慶山市の人々や文化に親しんでいただき、草の根交流の発展のために協会として活動していきたいと思ひます。

姉妹都市交流 20周年を記念して…

そして20周年を迎えた昨年は、国際交流協会によってさまざまな事業が展開されました。

昨年10月には、国際交流協会から市民訪問団16人を慶山市へ派遣。スポーツ施設や農家、文化遺



講座受講者が舞を披露

産などが見学が行われ、経済・文化への理解が深まる機会となりました。さらに、12月には文化パルク城陽を会場に、「韓国伝統文化の風」と題し、韓国の茶道・伽倻琴(カヤガム)演奏・伝統舞踊の記念イベントが開催され、第一部では優雅な伽倻琴演奏に合わせてお茶がたてられ、参加者に振る舞われました。また、第2部では宮廷衣装での迫力満点の舞踊が披露され、この日に向け、練習に取り組みされてきた国際交流協会「韓国舞踊体験講座」の受講者のみなさん

国際交流、国際理解の推進が求められる今日、市では国際交流協会と連携し、これまで育んできた慶山市との絆を大切に、市民間の草の根交流が進展し、今後もさらなる交流と親睦が深められるよう取り組んでまいります。友好の輪が両市、両国、そして世界へと広がりますように…。

お問い合わせは

秘書課 ☎(57)4050
国際交流協会 ☎(57)0713

保健センター

ママ パパ教室
「マタニティ
ヨーガコース」

▼日時 2月6日(月)午後2時～4時 ▼場所 保健センター ▼対象 妊娠満15週以上で主治医の許可を得ている人 ▼定員 先着15人 ▼持ち物 母子健康手帳、筆記用具、スポン

料(全額公費助成) ※十分な予防効果を得るためには3回の接種が必要です ▼接種方法 協力医療機関に予約し、保護者同伴で受診(健康保険証・母子健康手帳など、ワクチン接種履歴のわかるものを持参) ※城陽市・宇治市・久御山町以外の協力医療機関で受ける場合は、予診票(保健センターに設置)を持参

子宮頸がん 予防ワクチン接種

現在、接種を再開しています。接種を開始した人は、接種間隔を守り3回の接種をしてください。

予防接種のお知らせ (表1参照)

▼実施場所 個別予防接種協力医療機関(平成23年度健康カレンダーに掲載) ▼費用 対象の範囲内なら期間中1回の接種費用は全額公費負担

▼実施場所 府内協力医療機関 ▼対象 ①平成7年4月2日～平成11年4月1日生まれの女性 ②平成23年9月30日までに接種を開始している平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの女性 ※②の接種期限は3月31日(土)まで ▼費用 無

▼注意事項 ○急な副反応は30分以内起こることがありますので静かにしておきましょう ○子どもの様子を観察し、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう ○予防接種は一定の



『空き家バンク制度』登録者募集

～空き家を有効活用しませんか～

この制度は、市への定住を促進し、人口増加を図ることを目的としています。空き家の売却・賃貸を希望する所有者などからの情報を市のホームページなどに掲載し、市への転入による空き家の利用希望者にお知らせします。

▶対象者 空き家を売却・賃貸することができる権利(所有権や媒介契約など)を持っている人 ▶対象物件 市において建築後に居住したことがある住宅で、現在居住していない、または近く居住しなくなる予定の住宅※住宅以外の用途(店舗など)を兼ねる建築物は、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物の延べ床面積の2分の1以上であるものに限る

【空き家バンク補助金交付制度】

転入日前5年以上の間、市外の住民であった人が、空き家バンクを利用して転入または居住地変更していただいた場合、補助金を交付する制度の開始を4月1日から予定しています。

圃まちづくり推進課 ☎(56)4057

〈表1〉麻しん風しん混合(MR)

| | 対象 | 期限・回数 |
|-----|---------------------------------|----------------|
| 第1期 | 1～2歳未満 | 2歳の誕生日の前日までに1回 |
| 第2期 | 年長児(平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ) | 3月31日(土)までに1回 |
| 第3期 | 中学1年生相当(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ) | |
| 第4期 | 高校3年生相当(平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ) | |



期間が過ぎないと他の予防接種を受けることができません ※要予約(当日、急病その他の理由で見合わせる場合は再予約しましょう)

音声ガイド付き 映画鑑賞



「男はつらいよ 寅さんシリーズ」(主演:渥美清)

障がい者と一緒に楽しみませんか。

▼日時 2月5日(日)午後2時(開演)～4時 ▼場所 福祉センター ※

所得税・住民税の『障害者控除』

身体障害者手帳などを所持するだけでなく、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられた人にも所得税・住民税の『障害者控除』が適用されます。

お知らせ

☆事業主のみなさんへ 『平成24年度 給与支払報告書』の提出について

給与の支払者は年末調整を済ませた後、事業所の規模に関わらず従業員

の「給与支払報告書」を作成して市町村へ提出することになっていきます。

▼提出先 ○平成24年1月1日現在給与の支払いを受けている人:平成24年1月1日現在の住所地

の市町村長 ○平成23年中に退職した人:退職時の住所地の市町村長 ▼提出方法 1月31日(火)

▼対象 要介護認定を受けている65歳以上で、次の要件をすべて満たす人:①要介護認定の更新を受けている※入院中を除く ②要介護認定更新時の認定調査結果(認定調査票)で「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人」または「障害高齢者の日常生活自立度がB以上の人」 ◎窓口で申請後、後日該当する人には認定書を送付します。事前にお問い合わせください

1月下旬に公的年金等の源泉徴収票を交付

国民年金・厚生年金保険・共済組合などから支給される、老齢または退職を支給事由とする年金は、「雑所得」とみなされ所得税がかかります。

必着で、総括表(市役所から送付または窓口で配布)と全員分の給与支払報告書を税務課へ提出 圃税務課市民係 ☎(56)4021

そのため対象者に「平成23年分の年金等の源泉徴収票」を1月下旬に送付します(障害年金・遺族年金は課税対象外のため源泉徴収票は送付されません)。

水道の水質基準項目 検査結果

平成23年10～12月の、第1・第2・第3浄水場

圃eLTAxヘルプデスク(平日午前8時～午後9時) ☎0570(08)1459、ホームページ http://www.eltax.jp

の原水(取水井の集合)および浄水の検査結果は、いずれも水質基準以下でした。なお検査項目は月によって異なります。 圃工務課 ☎(52)2442

調理加熱用の薪・木炭の当面の指標値が定められました

当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)

圃新40ベクレル/キログラム 圃木炭280ベクレル/キログラム

「eLTAx(電子申告)をご利用ください」 eLTAxとは、給与支払報告書などの電子データを、インターネットを使って自宅やオフィスなどから無料で送信ができるサービスです。ソフトウェアをeLTAxホームページから無料で提供しています。また、市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータを利用することもできます。

お忘れなく 償却資産の申告期限 『1月31日(火)』 事業に用いることができる構築物・機械・工具・備品などを所有している人は、平成24年1月1日現在の所有状況について、忘れずに償却資産の申告をお願いします。 圃税務課管理係 ☎(56)4020

宇治税務署 ☎(44)4141 ☆公的年金などを受給している人へ 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下でかつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました(所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することとは可能です)。なお所得税の確定申告が必要な場合でも、住民税の申告は必要です。住民税については、市役所税務課へお問い合わせください。

いきいき教室～介護予防教室～ 【2月開催案内】

▶対象 市内在住の65歳以上の入

| 在宅介護支援センター 〔担当校区〕 | 日時・場所 | 内容 |
|---------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| ひだまり ☎(55)5150 (久津川・古川) | 2月25日(土) 13:30~15:00 ひだまり平川 | 「楽しく笑って気分リフレッシュ」手遊びやゲームで認知症予防 |
| 萌木の村 ☎(52)0091 (久世・深谷) | 2月17日(金) 13:30~15:00 陽東苑 | 「楽しく学んで口腔改善」歯と口の健康から、全身の健康維持・向上を |
| ほうゆう病院 ☎(56)1111 (寺田・寺田南) | 2月18日(土) 10:30~12:00 ほうゆう病院 | 「楽しく笑って気分リフレッシュ」手遊びやゲームで認知症予防 |
| 西部 ☎(53)9500 (寺田西・今池) | 2月9日(木) 13:30~15:00 今池コミセン | 「楽しく作って若返ろう!」おいしく栄養がとれるお菓子を作ろう |
| 梅林園 ☎(52)4533 (富野・青谷) | 2月16日(木) 13:30~15:00 梅林園 | 「おいしい人生 歯は命」口腔ケアの正しい知識と方法を学ぼう |

☎・☎各在宅介護支援センター

消防からのお知らせ



応急手当講習会

「あなたも愛する人を救えますか?」

貴重な文化財を火災から守りましょう。
☎(54)0115
☎(54)0115

平成24年度 保育所入所申し込み の締め切りについて

▼締切日 ○2次:2月3日(金) ○最終:3月2日(金)

文化財防火運動

「文化財防火デー」です。消防本部では、1月22日(日)~28日(土)の1週間、文化財防火運動を展開します。

貴重な文化財を 火災から守ろう!

1月26日は「文化財防火デー」です。消防本部では、1月22日(日)~28日(土)の1週間、文化財防火運動を展開します。

平成24年度 学童保育所 入所申請書の受付

▼対象 昼間留守家庭で新年度に小学1~4年生になる児童※現在、入所している児童も新たに申請が必要 ▼受付期間 2月1日(水)~15日(水) ▼入所日 4月2日(月)

経済的理由による就学困難な児童・生徒に係る学用品費などの支給を援助する就学援助の申請を受け付けます。

▼援助の種類 学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費(う歯・結膜炎・中耳炎などの疾病で、学校で治療の指示を受けた場合に限り) ※生活保護世帯は校外活動費、修学旅行費を援助 ▼対象 学校諸経費の支払いが困難

平成24年度 消費生活講座 「本当に大丈夫? 食の安全」

健康食品まで、放射能の影響から食肉

学校作業員募集

▶資格 原動機付自転車の運転可能な人 ▶募集数 4人 ▶雇用予定期間 平成24年4月1日から6カ月間 ▶勤務時間 7:45~16:15 ▶報酬 日額6,200円 ※別途交通費1日100円別 ▶選考方法 面接 ▶履歴書提出 2月1日(水)までに教育総務課 [☎(56)4003]へ持参

学校作業員募集

▶資格 原動機付自転車の運転可能な人 ▶募集数 4人 ▶雇用予定期間 平成24年4月1日から6カ月間 ▶勤務時間 7:45~16:15 ▶報酬 日額6,200円 ※別途交通費1日100円別 ▶選考方法 面接 ▶履歴書提出 2月1日(水)までに教育総務課 [☎(56)4003]へ持参

介護保険Q&A

問高齢介護課 ☎(56)4043

日本年金機構から「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」というハガキが届きました。どんな時に使うのでしょうか?

このハガキは、公的年金受給者へ1月中旬~下旬に送付されるもので、平成23年1~12月に支払いを受けた年金額と所得税額をお知らせしています。年金から社会保険料(介護保険料・後期高齢者医療保険料、国民健康保険料)が特別徴収(天引き)されている場合は「社会保険料の金額」の欄にその年に天引きされた社会保険料の合計額、摘要欄に内訳が記載されています。この源泉徴収票は、確定申告や市民税の申告に必要です。※遺族年金や障害年金は課税の対象外で、ハガキは送付されません。非課税年金受給者で確定申告が必要な人は、お問い合わせください

五里ごり館 (歴史民俗資料館)

☎(55)7611

☆平成23年度春季特別展「城陽を走った電車の話」

文パル通信

3月25日(日) ※文化パルク城陽休館日は休み

フレイルーム

☎(55)1900

☆ハッピークラブ

図書館

☎(53)4000

テーマ展示案内

働く女性の家

☎(55)1002

両立支援講座

イベント

働く女性の「困った」を解決!

まちかど写真館

万が一の放射性物質などの災害のため 除染シャワーの訓練

イベント

働く女性の「困った」を解決!

